

司研企二第1074号

(組ろー04)

平成29年11月27日

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

司法研修所長 小 泉 博 嗣

司法修習生が取り扱う裁判修習関連の情報等のセキュリティ対策について（通知）

司法修習生が取り扱う裁判修習関連の情報をあらゆる脅威から守り、必要な情報セキュリティを確保するための対策として、下記のとおり定めました。

今後、貴庁に配属される司法修習生に対しても、貴庁に配属される都度、指導担当裁判官を通じて、別紙第1を配布するなど適宜の方法により周知を図るなど、所要の措置を講じるとともに、各配属部の裁判官に対しても、修習課程における裁判修習関連の情報の提供については、個人情報保護の観点から、細心の注意を払うよう周知してください。

なお、平成28年10月14日付け司研企二第721号司法研修所長通知「司法修習生が取り扱う裁判修習関連の情報のセキュリティ対策について」による取扱い及びこの定めと異なる従前の取扱いは、いずれも廃止します。

おつて、平成28年度採用（第70期）司法修習生についての取扱いは、なお従前の例によってください。

記





























